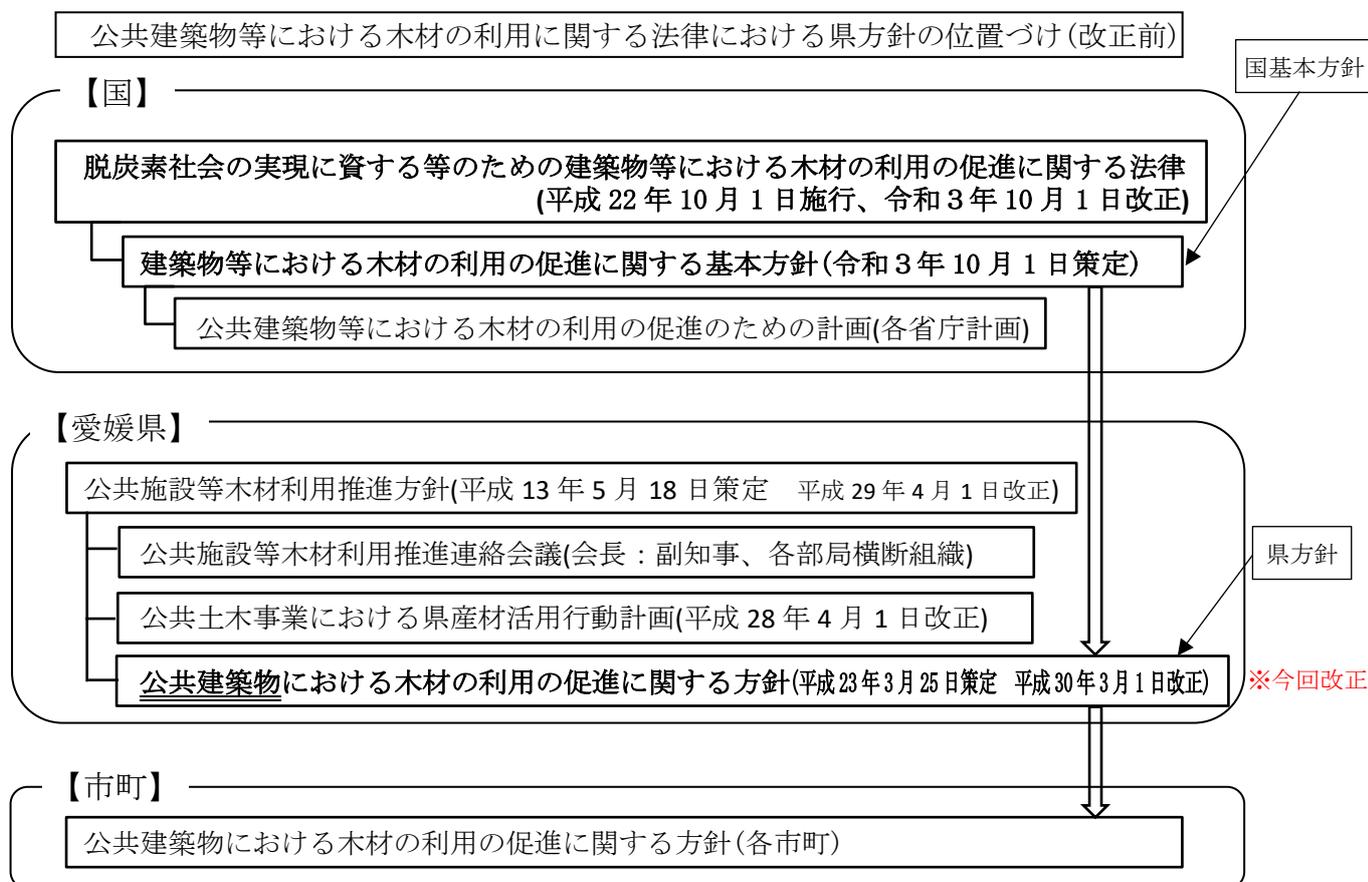


「公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」の変更概要について

1 県方針の位置づけについて

県の「公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」(以下「県方針」という。)は、平成 22 年度に、国が「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定したことを受け、平成 13 年 5 月に策定した「公共施設等木材利用推進方針」(以下「推進方針」という。))のもと、特に公共建築物を対象にした木材の利用促進に関する方針として位置づけて策定したものの。



2 県方針の変更の内容について

県方針は、国の基本方針に即して定めることから、国の変更内容をベースに県方針を変更いたします。主な変更点は以下のとおりです。

- ① 題名を「建築物における木材の利用の促進に関する方針」に変更
- ② 建築物における木材の利用の促進の基本的方向に県、市町に加えて 事業者、県民 による取組を追加
- ③ 建築物木材利用促進協定制度についての項目を追加